

基 発 0613 第 2 号  
国 不 専 建 第 1 1 号  
令 和 5 年 6 月 1 3 日

建設業者団体の長

厚生労働省労働基準局長

国土交通省不動産・建設経済局長

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の変更が、令和5年6月13日に閣議決定されました。

本基本計画（別添）は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第8条第6項の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や、建設工事従事者の従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進成果等を踏まえ、変更されたものです。

今後、本基本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進していくこととしています。

貴団体におかれましては、本通知について会員等に周知いただくとともに、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、関連施策への御協力をお願い申し上げます。